

作業開始点検表 単管足場

現場名
令和

年

月

使用施工業者
元請負業者

点検項目		日付		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
床材	床材に変形、損傷はないか																																	
	床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか																																	
	床材と建地の隙間は12cm未満となっているか																																	
	床材と床材の隙間は3cm以下となっているか																																	
	床材の幅は40cm以上となっているか																																	
建地	建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか																																	
	布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか																																	
	建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか																																	
緊結	金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか																																	
	継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか																																	
墜落防止	手すり、中さん、幅木の取り外し及び脱落の有無																																	
	手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか																																	
	手すりの高さは 85(90)cm以上か																																	
	中棧の高さは 35cm以上 50cm以下か																																	
	妻面に手すり及び中さんは設置されているか																																	
飛来落下防止	幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか																																	
	幅木は脚柱等に確実に取付けられているか																																	
	メッシュシートは全てのハト目で、緊結されているか																																	
	防網は、つり綱で確実に緊結されているか																																	
脚部	敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか																																	
	ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか																																	
	根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか																																	
筋かい 控え	筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか																																	
	専用の壁つなぎ用金具が使用されているか																																	
	控えはクランプで緊結されているか																																	
	建て桢、布桢、交さ筋かいに変形、損傷はないか																																	
点検者																																		
処置																																		

1. 評価欄記号 ○・異常なし、×修理・交換・調整を要す。
2. 処置欄には不良の場合の状況及び不良箇所の是正を明記すること。 ※不備や異常を認めた場合は、直ちに補修すること(労働安全衛生規則第567条)。

●シート等

① 建方作業前

足場先行工法においては、建方作業後壁つなぎ等による足場の補強が完了するまで、原則として、シート等を設置してはならない。建方作業前にシートを設置せざるを得ない場合は、風荷重等により足場が倒壊することのないよう、十分補強した上で設置。

② 建方作業後

- ・屋根及び足場の作業床等からの材料、工具等の飛来落下による災害を防止するため、シート等を設置することが望ましい。
- ・シートの自重及び風荷重を考慮して足場を十分に補強。
- ・足場の建地、布等の間隔に応じた寸法のものを使用。
- ・すべてのハトメで容易に外れないよう足場に緊結。

●屋根からの墜落防止

屋根勾配が6/10以上である場合又はすべりやすい材料の屋根下地の場合には、20cm以上の幅の作業床を2m以下の間隔で設置。



●軒先からの墜落防止*

- ① 足場の建地を屋根の軒先の上に突き出し、その建地に手すりを設置。その手すりは、軒先から85cm以上の高さに設け、かつ、高さ35cm以上で50cm以下に中さんを設ける。
- ② 軒先と建地との間隔は、30cm以下。

●昇降設備

足場には階段を設置。路面は等間隔で設け、幅は20cm以上、けあげの高さは30cm以下とし、手すりを設置。

●手すり等の取付け位置

手すりの高さは、85cm以上。
中さんの位置は、高さ35cm以上で50cm以下。

●幅木

物体の落下防止措置として、高さ10cm以上の幅木又はメッシュシート等を設置する。

●布の間隔

布の間隔は、2m以下。

●地上第一の布

地上第一の布は、2m以下の位置に設置。ただし、建地を二本組にした足場及び隣接する面が緊結されている構造の足場は、2.3m以下の位置に設置。

●壁つなぎ又は控え

① 建方作業前

各面に控えを設置。ただし、敷地が狭いので控えを設けることが困難な場合には全周を緊結。

② 建方作業後

各面に控えを設けた足場以外の足場にあつては、足場の全周を完全に組み上げ、各面を相互に緊結するとともに、速やかに各面に壁つなぎを設置。
建築物の構造等により壁つなぎを設けることが困難な場合には、火打ち及び圧縮材等を設け、かつ、足場の一面の長さが長い場合には頭つなぎを設けて足場を補強。

●筋かい

各面におおむね45度の傾きの筋かいを全層及び全スパンにわたって設置。

●作業床

作業床の幅は、40cm以上。ただし、ブラケット側足場であつて40cm以上の幅の作業床を設けることが困難な場合には、24cm以上の幅の作業床とすることができる。

●根がらみ

- ① 根がらみは、できる限り低い位置に設置。
- ② 根がらみをはずした開口部等がある場合には、筋かい等で補強。

●敷板及び敷盤等

足場には敷板を用いる。ただし、地盤の不等沈下のおそれがない場合には敷盤等を使用することができる。不等沈下がみられる場合には、ジャッキ型ベース金具等により調整。

